

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 市街地再開発組合の設立認可……………
- ……………（都市整備局市街地整備部再開発課）…
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………（同）…

公告

- 都市計画事業の施行……………（建設局道路建設部管理課）…

告示

●東京都告示第八百七十七号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第十一条第一項の規定に基づき富士見二丁目3番地区市街地再開発組合の設立を認可したので、同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和六年八月八日

東京都知事 小 池 百合子

一 組合の名称

富士見二丁目3番地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

令和六年八月八日から令和十三年三月三十一日まで

三 施行地区

千代田区富士見二丁目地内

四 事務所の所在地

千代田区富士見二丁目三番二号

五 設立認可の年月日

令和六年八月八日

六 事業年度

四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法

事務所の掲示板に掲示し、特に必要があるときは官報に掲載してこれを行う。

八 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限

令和六年九月六日

●東京都告示第八百七十八号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

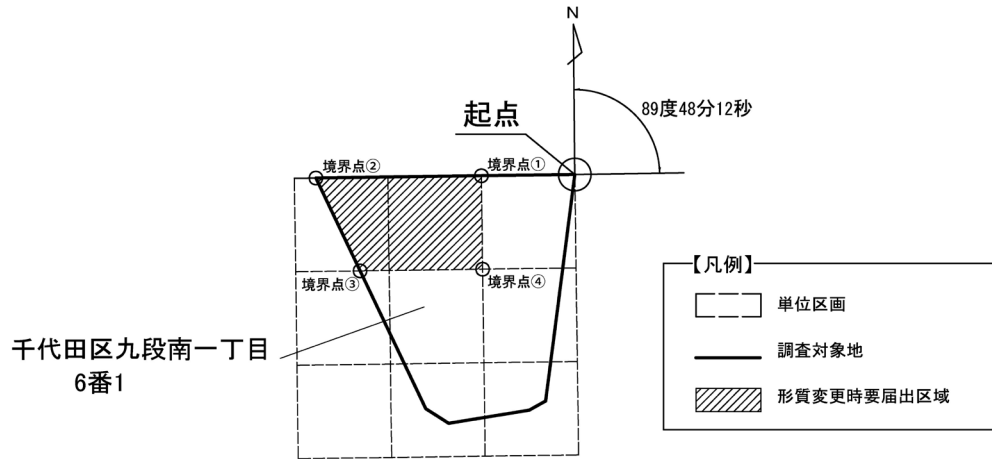
令和六年八月八日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（千代田区九段南一丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【起点】

起点は、 $X=-34120.540$ 、 $Y=-6993.617$ とする。

※起点の座標は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定により世界測地系座標計算によって作成した。

【境界点】

形質変更時要届出区域の境界点は、以下の通りとする。

境界点	X	Y
境界点①	-34120.574	-7003.617
境界点②	-34120.635	-7021.313
境界点③	-34130.620	-7016.683
境界点④	-34130.575	-7003.583

※境界点の座標は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定により世界測地系座標計算によって作成した。

【格子の回転角度（89度48分12秒）】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10 m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第八百七十九号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和六年東京都告示第百五号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年八月八日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（足立区千住関屋町地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 砒素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

